さいたま市告示第１７１９号

土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第３９条第１項の規定により、さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第４項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　組合の名称

さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合

２　事業施行期間

平成１４年７月９日から令和２０年３月３１日まで

３　施行地区

さいたま市見沼区大字小深作字程島、字中島の各一部
大字風渡野字往還上東、字往還上西の各一部
大字東門前字瓜ヶ谷戸の全部、堀崎町の一部

４　事務所の所在地

さいたま市中央区下落合２丁目１８番６号

５　設立認可の年月日

平成１４年７月９日

６　公告の方法

第８７条「事務所及びさいたま市役所の掲示場」を「事務所の掲示場」に変更する。

７　変更認可の年月日

令和８年１１月１１日

８　連絡先

⑴　担当　さいたま市役所都市局まちづくり推進部市街地整備課区画整理係

⑵　電話　０４８（８２９）１４６５